定　　款

（２０２３年３月改定）

全研本社株式会社

定　　款

第１章　総　　則

（商号）

第１条　当会社は、全研本社株式会社と称し、英文では、Zenken Corporation と表示する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用する各種デジタルメディアの企画、開発、制作、運営管理、広告販売、売買仲介、コンサルティング業
2. 学習出版物ならびに教材の企画制作、輸出入および販売
3. 学習教室運営等に関するコンサルタント業務
4. 学習教室の経営
5. 学習出版物ならびに教材の配送業
6. 通信添削業務
7. 出版業
8. 印刷および製本業
9. 旅行業法に基づく旅行業
10. 日本語学校の経営および教材の制作
11. 邦人および外国人学生に対する国内外での語学研修事業ならびに留学手続の代行
12. 翻訳業
13. 語学教室、講演会、研修会等の企画、開催および運営
14. 宿泊施設の運営および経営
15. 生命保険の募集に関する業務

16. 損害保険の代理業
17. 労働者派遣事業
18. 各種パーティ、各種イベント、各種講座の企画、運営、紹介斡旋、コンサルティング
19. スマートフォン等次世代端末・モバイル・インターネットを利用した各種情報提供サービスの企画、制作及び運営
20. 電子商取引及び電子決済システムの企画、開発、販売、運用
21. コンピュータ利用による計算業務の受託
22. コンピュータ利用による企業経営の診断
23. コンピュータ機器およびそのプログラムのレンタル
24. 電気通信事業法に定める電気通信事業
25. コンピュータプログラムの開発および販売
26. コンピュータ機器及びコンピュータシステムの利用技術の開発、指導および提供
27. 不動産の売買およびその仲介ならびに賃貸、管理
28. 総合リース、レンタル業
29. 職業紹介事業
30. 飲食店業
31. 通信販売業
32. ロボット開発、制作、販売、運用、保守およびコンサルティングに関する業務
33. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
34. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
35. 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
36. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
37. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
38. 介護保険法に基づく介護予防支援事業
39. 介護保険法に基づく施設サービス事業

40. 介護保険法第 115 条の 45 第１項第１号の訪問・通所・生活支援・介護予防支援事業及び同項第２号の一般介護予防事業
41. 有料老人ホーム運営事業
42. 老人用住宅の賃貸及び管理運営事業
43. 医療機器、福祉用具、介護用品及び介護機器の販売、修理及びレンタル事業
44. 人材の育成、職業適性、能力開発のための教育及びカウンセリング業務
45. 研修、セミナー、講演会、講習会等の各種催事の企画、立案、実施、運営及びそれらに関するコンサルティング業務
46. 国際教育の交流及び普及並びに異文化理解の促進のための事業
47. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第２章　株式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、４４８４万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規定）

第１０条　当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招集）

第１１条　当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から３ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第１２条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年６月３０日とする。

（招集権者および議長）

第１３条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１４条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１５条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１６条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（電子提供措置等）

第１７条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第４章　取締役および取締役会

（員数）

第１８条　当会社の取締役は、１５名以内とする。

（選任方法）

第１９条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有す

る株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第２１条　代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

②　取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第２２条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

②　取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２３条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法等）

第２４条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議省略）

第２５条　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第２６条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　監査役および監査役会

（監査役の設置等）

第３０条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）

第３１条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第３２条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第３３条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役の招集通知）

第３４条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊

急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議の方法）

第３５条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会規程）

第３６条 監査役会に関する事項は、法定または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（監査役会の議事録）

第３７条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（報酬等）

第３８条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任の免除）

第３９条 当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

② 当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠った

ことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第６章　会計監査人

（選任方法）

第４０条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第４１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に到来する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第７章　計算

（事業年度）

第４２条　当会社の事業年度は、毎年７月１日から翌年６月３０日までとする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第４３条　当会社は、剰余金の配当等会社法第４５９条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議では定めず、取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当）

第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年６月３０日とする。

②　当会社の中間配当の基準日は、毎年１２月３１日とする。

③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（剰余金の配当の除斥期間）

第４５条　剰余金の配当は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。